

JA天白信用の現況

2023年ディスクロージャー誌



ごあいさつ



組合員、地域のみなさまには、日頃よりJA天白信用に対して格別なるご支援、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

このたび、当JAの業務内容や活動状況等について、みなさまのご理解をより一層深めていただくため、「2023年ディスクロージャー誌」を作成しましたのでご高覧ください。

さて、我が国経済は、コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進み、緩やかな持ち直しが続いている一方で、ウクライナ情勢等を背景とした世界的な原材料価格の高騰に伴う企業コストの上昇により価格転嫁の動きが続き、賃上げがインフレに追い付かず実質所得のマイナス期間が長期化して個人消費が腰折れするリスクが高まっていることや、欧米各国の金融引締め等による世界的な景気後退懸念など、取り巻く環境には厳しさが増しています。

農政面では、JAの自己改革について一定の評価があったものの、一方で「取組むこと」自体に満足することなく、取組みを農業者の所得に繋げる必要があるとの結果であったことから、自己改革にかかる組合員の評価等を対話により把握したうえで「自己改革工程表」を作成し、重点目標を定め様々な取組みを行いました。

このような状況下、各事業の目標達成及び自己改革の実践のため、役職員一丸となって取組んだ結果、経済事業においては、販売品販売総取扱高2,441万円、購買品供給総取扱高9,016万円の実績を、金融事業においては、貯金残高1,841億円（純増金額3億10百万円）、貸出金残高286億円（新規実行金額19億78百万円）、年金友の会会員5,507名（新規獲得会員数187名）の実績を、共済事業においては、推進ポイントによる基盤ポイント目標131万ポイントに対し134万ポイントの実績をそれぞれ挙げることができました。

今後も財務の健全化・経営の安定化に努めてまいりますので、一層のご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和5年7月

天白信用農業協同組合

代表理事組合長 村瀬 秀美

目 次

JAの活動の概要

JAのプロフィール	1
経営理念	1
経営方針	1
地域との繋がり	2
農業振興活動	3
事業・商品・サービスのご案内及びご利用状況	4
店舗網	10

業務運営の方針

経営管理体制	11
リスク管理の状況	11
コンプライアンス（法令等遵守）態勢	12
金融ADR（裁判外紛争解決）制度への対応	13
内部監査体制	14
経営機構	15
役員	16
職員数	16
事業の概況	17
自己資本の状況	17
貸借対照表（2期分）	18
損益計算書（2期分）	19
注記表（2期分）	20
剰余金処分計算書（2期分）	36
財務諸表の正確性等にかかる確認	37
会計監査人の監査	38
主要な経営指標の推移	38
利益及び利益率	39

信用事業

信用事業粗利益の内訳と信用事業粗利益率	40
資金運用収支の内訳と利鞘	40
資金運用収支の増減	41
役務取引等収支の内訳	41
その他事業直接収支の内訳	41

貯 金

貯金平均残高	42
固定自由金利・変動自由金利別定期貯金残高	42

貸出金等

貸出種類別平均残高	43
固定金利・変動金利別貸出金残高	43
貸出金の担保別残高	43

貸出金の使途別残高	43
貸出金業種別残高	44
農協法に基づく開示債権の状況及び 金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況	44
元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく 開示債権の状況	45
貯貸率	45
貸倒引当金の増減額	45
貸出金償却額	45
有価証券	
有価証券平均残高	46
商品有価証券種類別平均残高	46
有価証券の残存期間別残高	46
貯証率	46
有価証券等の時価情報	47
内国為替取扱実績	47
共済事業	
長期共済新契約高・長期共済保有高	48
医療系共済の入院共済金額保有高	48
介護共済・生活障害共済・特定重度疾病共済の 共済金額保有高	48
年金共済の年金保有高	49
短期共済新契約高	49
共済契約者数および被共済者数	49
農業関連事業・生活その他事業	
購買品（生活物資）取扱実績	50
販売品取扱実績	50
指導事業	
指導事業収支	50
自己資本の充実の状況	
自己資本の構成に関する事項	51
自己資本の充実度に関する事項	53
信用リスクに関する事項	55
信用リスク削減手法に関する事項	58
派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手の リスクに関する事項	60
証券化エクスポージャーに関する事項	60
出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項	60
リスク・ウェイトのみなし計算が適用される エクスポージャーに関する事項	61
金利リスクに関する事項	61

JAの活動の概要

JAのプロフィール

当JAは、名古屋市天白区、昭和区、瑞穂区を事業区域として農業者を中心とした地域住民の方々が組合員となって、相互扶助（お互いに助け合い、お互いに発展していくこと）を共通の理念として運営される協同組織であり、地域農業の活性化に資する地域金融機関です。

当JAの資金は、その大半が組合員のみなさまなどからお預かりした、大切な財産である「貯金」を源泉としております。当JAでは資金を必要とする組合員のみなさま方にご利用いただいております。

当JAは、地域の一員として、農業の発展と健康で豊かな地域社会の実現に向けて、事業活動を展開しています。

また、JAの総合事業を通じて各種金融機能・サービス等を提供するだけでなく、地域の協同組合として、農業や助け合いを通じた社会貢献に努めています。

組合員数	正組合員数	851人
	准組合員数	8,693人
		(令和5年3月31日現在)
出資金	出資金額	160百万円
		(令和5年3月31日現在)

経営理念

組合員・地域のみなさまから「利用して良かった」と言っていただけるようなサービスの提供と、健全な財務の構築、経営管理体制の充実・強化を図り、地域になくてはならないJAを目指します。

経営方針

1. 組合員・地域のみなさまに喜ばれ、必要とされるJA

- ① 組合員・地域のみなさまの立場に立ち、必要な情報や有益な商品を提供する事業活動を展開いたします。
- ② 良質で高度な金融サービスを提供いたします。
- ③ 地域に密着した事業活動と利用者満足度（CS）向上を目指します。

2. 健全な財務の構築、経営管理体制の充実・強化

- ① コンプライアンス体制・内部統制の確立により、透明性の高い経営基盤を確立するとともに、役職員の意識改革により、職員資質の向上を図ります。
- ② JAバンク基本方針を遵守し、リスク管理体制、内部監査体制等の強化を図ります。
- ③ 厳格な資産査定の実施による経営の健全化を図り、不良債権処理の継続的取り組みを行います。

地域との繋がり

1. 文化的・社会的貢献に関する事項

農業関連イベント、地域活動への協賛・後援

- 名古屋市農業センターまつりへの協賛

(令和4年10月29日～30日)

名古屋市内の農業のPRの場として当JAも協賛しており、農産物即売会により新鮮野菜などをお値打ちに販売しております。



2. 利用者ネットワーク化への取り組み

年金友の会

年金友の会は、公的年金受給者のうち年金受取口座を当JAへ指定していただいた方を対象として、昭和56年に発足しました。令和5年3月末現在で会員数5,507名となり、年々友の輪が広がっております。

活動内容としては、日帰り旅行とグラウンドゴルフ大会の開催及び、会員の方のお誕生日プレゼントを進呈しております(令和4年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため日帰り旅行を中止いたしました)。

ゴルフ友の会

ゴルフ友の会は、地域のゴルフ愛好家で、当JAで定期積金をご契約いただいた方を対象として、平成12年に発足しました。令和5年3月末現在で会員数293名となり、こちらも友の輪が広がっております。

活動内容としては、年2回ゴルフコンペを企画し会員同士の親睦を深めていただいております(令和4年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のためプレー後の表彰式及びパーティーを中止いたしました)。

3. 情報提供活動

JAだより「てんぱく」

1・4・7・11月の年4回、正組合員向けに発行しております。

当JAの公式ウェブサイトURL

<https://www.ja-tenpaku.or.jp/>



4. 地域密着型金融への取り組み

農山漁村等地域活性化のための融資を始めとする支援

当JAは、地域における農業者との結び付きを強化し、地域を活性化するため、次の取り組みを行っています。

- 農業融資商品の適切な提供

当JAは、各種プロパー農業資金に対応するとともに、農業近代化資金や日本政策金融公庫資金の取扱いを通じて、農業者の農業経営と生活をサポートしています。

農業振興活動

1. 安全・安心な農産物づくりへの取り組み

- 農薬安全使用講習会の開催（令和4年8月8日）

病害虫が発生しやすく、農薬を使用する機会が多くなる初夏から夏にかけて、低コスト、安全、省力を重要課題とした農薬の使用について講習を実施しました。

- 天白区農産物品評会の開催（令和4年12月10日）

農産物の品質向上と名古屋市内農業の普及・啓発を図るために開催しております。農業者の生産した農産物及び女性部が作成した手芸品が出品されました。



2. 担い手支援

- インボイス制度セミナーの開催（令和4年10月1日）

令和5年10月1日から導入される消費税インボイス制度に向け、制度の概要、農業従事者への影響、導入前の確認、検討事項、導入後の税務調査への対策等について講習を実施しました。

- 農業祭の開催（令和4年12月10日）

天白区で生産される農産物の紹介及び即売を行い、都市農業について広く区民に理解してもらうことを目的に開催しております。



3. 地域農業ビジョンの策定

農業従事者の減少・高齢化、後継者不足等の「農業者」の問題、生産緑地30年問題等の「農地」の問題等、都市農業を取り巻く諸問題を乗り越え、管内の農地を将来にわたり維持・保全させていくための展望として、組合員の皆さまへのアンケート結果等に基づき「地域農業ビジョン」を策定いたしました。

ビジョンでは、天白区の農地の維持・保全に対し総力をもって取り組むことを最重要課題として、当JA・担い手・行政が一体となって取り組むための実践方策を、3つの「個別ビジョン」として設定しています（当ビジョンは、第70回通常総会資料に添付されています）。

4. 自己改革の取り組み

JA天白信用は、これまでに自己改革として、農業塾の開催、農業支援助成金制度の実施、農業レンタル事業の実施、農産物の販路拡大、生産コストの低減、直売所（グリーンセンター）の活性化、金融店舗の機能再編計画などの取り組みをすすめてまいりました。

この結果、平成30年度に実施した「JAの自己改革に関する組合員調査」等において、正組合員の皆さまから一定の評価と自己改革への一層の期待、また准組合員の皆さまからは総合事業の必要性や地域農業を応援したいとの声をいただくことができました。

今後とも、JA天白信用は、地域になくてはならないJAであり続けるため、自己改革の実践を支える持続可能な経営基盤の確立・強化とともに、組合員との徹底した対話を通じ、総合事業を基本として「不断の自己改革」に取り組んでまいります。

事業・商品・サービスのご案内及びご利用状況

● 信用事業のご案内

信用事業は、貯金、融資、為替など、いわゆる銀行業務を行っています。

この信用事業は、JA、信連、農林中金という三段階の組織が有機的に結びつき、JA系統金融として大きな力を発揮しています。

＊貯 金

組合員はもちろん地域住民のみなさまや事業主のみなさまからの貯金をお預かりしています。

また、全国のJAでの貯金の出し入れをはじめ、銀行や信用金庫、ゆうちょ銀行、コンビニエンスストアなどでも現金の引き出しができるキャッシュサービスのお取扱いをしています。

＊融 資

組合員への融資をはじめ、地域のみなさまの暮らしや農業者・事業主のみなさまの事業に必要な資金をご融資しています。

また、住宅金融支援機構、日本政策金融公庫等のお申込みの取次ぎも行っています。（国民生活金融公庫及び農林漁業金融公庫は、平成20年10月より日本政策金融公庫となりました。）

＊為 替

全国のJA・信連・農林中金の店舗をはじめ、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、JAの本支店をとおして全国のどの金融機関へでも安全・迅速・確実に振込、送金などができる為替のお取扱いをしています。

＊国債の窓口販売

国債の窓口販売のお取扱いをしています。

＊自動受取・自動支払サービス

給与・年金・株式配当金などの自動受取りサービスや、電気・電話・ガスなどの公共料金、新聞代金等の自動支払サービスのほか、JAカードなどのクレジットカードの会員・加盟店のお申込みの取次ぎをしています。

また、事業主のみなさまのために、給与振込サービス、地方税納付サービス、口座振込サービス、自動集金サービスなどをお取扱いしています。

● 主な取扱商品・サービス

✳ 貯 金

種 類		内 容	期 間	お預け入れ金額
当 座 貯 金		お支払いに小切手をお使いいただく貯金です。事業用の口座としてご利用いただくと便利です。		
普 通 貯 金		いつでも自由に出し入れができる貯金です。給与、年金などの自動受取りや各種公共料金の自動支払いにもご利用いただけますのでお財布代わりにお使いください。	出し入れ自由	1円以上
普通貯金無利息型 < 決 済 用 >	貯金保険制度により、全額保護されます。			
貯 蓄 貯 金		いつでも自由に出し入れができる貯金です。お預入残高に応じて金利が段階的に高くなります。		
納 税 準 備 貯 金		納税期にあわせ納税資金を準備するための貯金です。	預入れ自由、貯金者の租税納付にあてる場合に払い戻しできます。	
定 期 貯 金	スーパードラッグ定期貯金	お預入れ期間を1か月から10年までラインナップしたベーシックな定期貯金です。お預入期間が3年以上の定型方式で複利型のものはお利息を半年複利で計算します。	定型方式:1か月、2か月、3か月、6か月、1年、2年、3年、4年、5年、7年及び10年の11種類	
	大口定期貯金	1,000万円以上の大口資金の運用に最適な商品です。	期日指定方式:1か月超5年未満	1,000万円以上
	期日指定定期貯金	据置期間(1年)を経過すればご自由に満期日の指定ができるほか、一部解約の取扱いもでき、大変便利な定期貯金です。さらに、お利息を1年複利で計算します。	3年以内	1円以上 300万円未満
	変動金利定期貯金	市場金利の変動により、半年ごとに金利を変更させていただきます。市場金利が上昇傾向にある場合は、有利な貯金にさらに有利に活かせます。	1年、2年、3年	1円以上
積 立 式 定 期 貯 金	エンドレス型	期間を定めずにマイペースで積立て、将来に備えてまとまった資金を貯えていただくのにピッタリの定期貯金です。	自由	1円以上 1円単位
	満 期 型	あらかじめ使いみち、使う日が決まっている場合に、使う日(目標日)に合わせて、必要な資金を貯えていただくのに便利な定期貯金です。	6か月以上 10年以下	
定 期 積 金	定 額 式	ライフプランに合わせて毎月一定額を掛込む積金です。掛込期間はご自由にお選びいただけます。	1年、2年 3年、4年、5年	1,000円以上 1円単位
	目 標 式	最初に目標額(満期お受取額)を定めて、毎月一定額を掛込む積金です。掛込期間はご自由にお選びいただけます。		
財 形 貯 蓄	一 般 財 形 貯 金	勤労者の財産づくりのための貯金で、お預入は給与等からの天引きですので、無理なく確実に財産形成ができます。	3年以上	
	財 形 年 金 貯 金	3か月ごとに積立金をお受取りになれる年金タイプの財形貯金です。財形住宅貯金と合わせて550万円まで非課税扱いです。在職中はもちろん、退職後も引続き財形非課税枠をご利用いただけます。	積立期間 5年以上 据置期間 6か月以上 5年以内 受取期間 5年以上 20年以内	1円以上 1円単位
	財 形 住 宅 貯 金	住宅取得や増改築のための財形貯金です。財形年金貯金と合わせて550万円まで非課税扱いです。	5年以上	
通 知 貯 金		まとまったお金の短期運用に好適な貯金です。お引き出しの場合には、2日前までにお知らせください。	7日以上	50,000円以上 1円単位

＊ローン

種 類		お使いみち	ご融資額	ご返済期間	ご返済方法	担保・保証
住 宅 資 金	一 般 型	ご本人またはご家族がお住まいになる住宅または住宅及び土地の取得に必要な資金等	10,000万円以内	3年以上 40年以内	元金均等返済または元利均等返済※2	ご融資対象物件である土地及び建物に第1順位の抵当権を設定登記 愛知県農協信用保証センターの保証
	100% 応 援 型	ご本人またはご家族がお住まいになる住宅または住宅及び土地の取得に必要な資金等	10,000万円以内			
	借 換 型 応 援 型	・他金融機関等からお借入中の住宅資金のお借換資金とお借換えに伴う諸費用 ・お借換とあわせて増改築・改装・補修資金と付随して発生する諸費用	10,000万円以内	3年以上 40年以内※1		
	無 担 保 型	・ご本人またはご家族がお住まいになる住宅用土地の購入または住宅の購入・新築に要する資金 ・住宅取得時の諸費用 ・他金融機関等からお借入中の住宅資金のお借換資金	1,000万円以内	15年以内※1		
	リ フ ォ ー ム ー ン	ご本人又はご家族が居住するための既存住宅の増改築・改装・補修資金及びその他住宅に付帯する施設等の住宅関連設備資金	1,000万円以内	1年以上 15年以内		
生 活 資 金	多 目 的 ロ ー ン	見積書等により資金用途が確認可能な生活に必要な資金	500万円以内	6か月以上 10年以内	元利均等返済※2	担保は不要 愛知県農協信用保証センターの保証
	教 育 ロ ー ン	就学されるご子弟の教育に関する全ての資金とし、資金用途の確認できるもの	1,000万円以内	15年以内 (在学期間+9年)		
	マイカーローン	ご本人またはご家族が必要とされる自動車・バイクのご購入資金及びご購入に付帯する諸費用等	1,000万円以内	6か月以上 10年以内		
	ワイドカードローン50	生活に必要な一切の資金	極度額 50万円以内	1年	約定返済または任意返済	
	ワイドカードローン300		極度額 300万円以内			
J A リ バ ー ス モ ー ゲ ー ジ ン	生活に必要な一切の資金	極度額 300万円以上 1億円以内	1年※3	契約期間中は利息のみの支払い 契約者死亡時の元金の支払いは、相続人等による一括返済	自宅に当JAを根抵当権者とする貸越極度額の120%の第1順位の根抵当権を設定登記 協同住宅ローン株式会社の保証	
事 業 資 金	賃 貸 住 宅 ロ ー ン	賃貸住宅の建設、増改築及び補改修に必要な資金	4億円以内	1年以上 30年以内	元金均等返済または元利均等返済	土地及び建物に第1順位の抵当権または根抵当権を設定登記 愛知県農協信用保証センターの保証、必要に応じて連帯保証人

※1 現在お借入中の住宅ローンの残存期間内となります。

※2 いずれも年2回のボーナス時の増額返済との併用可能

※3 契約の更新に支障がない場合、終身にわたり自動継続します。

✳ 農業資金

種 類	お使いみち	ご融資額	ご返済期間	ご返済方法	担保・保証
農業近代化資金	農業者等の資本装備の高度化及び経営の近代化に要する資金	愛知県規則※1に規定する限度内の額	愛知県規則※1に規定する限度内の期間	愛知県規則※1に規定する償還方法	原則として愛知県農業信用基金協会の保証
農業経営改善促進資金(スーパーS資金)	実施要綱※2に規定する事業計画の達成に必要な運転資金	実施要綱※2に規定する極度額の範囲内の額	実施要綱※2に規定する償還期限内	貸越金の返済日は随時 貸越利息の利払いは年2回、普通貯金の利息決算日と同日	
JA担い手応援 □ ー ン	農業生産に直結する運転資金	1,000万円以内	1年以内	期日一括返済 元金均等返済	
アグリマイティー 資 金	生産に要する資金、加工・流通・販売資金、地域活性化・地域振興資金・再生可能エネルギー対応資金・災害緊急資金	所要資金の範囲内 ただし、再生可能エネルギー対応資金については1億円を上限とし、災害緊急資金については、500万円または1,000万円を上限とする。	・長期資金 原則として10年以内 ただし、対象事業に応じ、最長20年以内 災害緊急資金については5年以内	原則として元金均等返済 または元利均等返済	
			・短期資金 1年以内	原則として期日一括返済	
農機ハウス □ ー ン	農業経営に必要な設備施設資金	1,800万円以内	1年以上 10年以内	元金均等返済 元利均等返済	
JA新規就農 応 援 資 金	農業経営にかかる設備・運転資金	1,000万円以内	・長期資金 17年以内	元金均等返済 元利均等返済	愛知県農業信用基金協会の保証を利用可能
			・短期資金 1年以内	期日一括返済	

※1 愛知県農業近代化資金利子補給規則

※2 愛知県農業経営改善促進資金融通事業実施要綱

✳ 複合商品

種 類	内 容
子育て応援定期積金 (ファミリー積金(ほほえみ))	ご契約時点で18歳未満のお子様(出生予定のお子様も含まれます)がいらっしゃるご両親または扶養者の方を対象とした子育てを応援する定期積金・定期貯金です。
子育て応援定期貯金 (ファミリー定期(ほほえみ))	
年金受給者向け定期積金 (JAゆうゆう定積)	JAで年金のお受取りをご指定いただいている方を対象とした定期積金です。
相続定期貯金(想子想愛)	金融機関(当JA以外の金融機関を含む)での相続手続完了後1年以内に、相続により取得した資金を範囲内としてお預け入れいただける個人の方を対象とした定期貯金です。
総 合 口 座	給与・年金等の自動受取りや公共料金などの自動支払に便利な普通貯金と、まとまった資金の運用に有利な定期貯金(自動継続扱い)とが1冊の通帳で利用でき、いざというときに便利な自動で融資がセットされた口座です。 自動で融資は普通貯金の残高が不足した場合に、定期貯金を担保にその残高の90%以内で最高200万円まで自動的にご利用いただけますから安心です。

✳ サービス

種 類	内 容
為 替	全国のJAはもちろんのこと、銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫などとも振込、代金取立、送金がスピーディーにでき、大変便利です。
国債の窓口販売	国債は国が発行する債券です。 利息と元金はご指定の貯金口座へ自動的に振り込まれますので大変便利です。
自動受取りサービス	給与・賞与、年金、農産物販売代金、証券元金、株式配当金などをJAの貯金口座をご指定いただくことによって自動的にお受取りになります。受取日にはきちんと入金されますので安全・確実です。
自動支払サービス	公共料金、税金、学校授業料、JAカード利用代金などをJAの貯金口座をご指定いただくことによって自動的にお支払いになります。お支払いの手間がはぶけて便利です。
自動送金サービス	毎月決まった日に、決まった金額を、決まった振込先に自動的に振り込みます。お子様への仕送りや家賃、駐車料金などの振込に大変便利です。
JAキャッシュサービス	JAでは、偽造や不正な読取りが困難なICチップを搭載して安全性を強化したICキャッシュカードをお勧めしております。 JAのキャッシュカード1枚で、県下はもちろん全国のJA、セブン銀行及びゆうちょ銀行のキャッシュコーナーで現金のお引出し、ご入金、残高照会がご利用いただけます。 また、セブン銀行及びゆうちょ銀行を除く銀行、信用金庫、漁協、コンビニエンスストアなどのキャッシュコーナーでも現金のお引出し、残高照会がご利用できます。
JAカード	JAカードの会員入会や加盟店加盟のお取次ぎをいたします。 また、ETC(有料道路自動料金収受システム)カードのお取次ぎをいたします。
給与振込サービス	毎月お支払いの給与、賞与を従業員のみならずご指定されるJAをはじめとする金融機関の貯金口座へお振込みいたします。給与支払事務の合理化にお役立てください。
公金納付サービス	県民税、事業税、自動車税、不動産取得税などの県公金、市町村民税、固定資産税、都市計画税、国民健康保険税などの市町村公金の納付のお取扱いをいたします。このほかに、法人税、所得税等の国税・歳入金のお取扱いもいたします。
口座振込サービス	継続的にお支払いの商品仕入代金、諸経費などの支払金をご指定の取引先の貯金口座へお振込みいたします。支払事務の合理化にお役立てください。
自動集金サービス	定期的にご集金の販売代金、賃貸料、会費などを支払人の貯金口座から引き落としとしてご指定の貯金口座へ自動的にご入金いたします。集金事務の合理化にお役立てください。
JAネットバンク	ご自宅からでも外出先でもパソコンまたは携帯電話を利用して、リアルタイムで残高照会や取引照会、さらには振込・振替・ペイジー(税金・各種料金払込サービス)などの各種サービスが簡単、便利にできます。

● 主な手数料一覧

(令和5年7月)

✳ 内国為替の取扱手数料

手数料の種類			料	率
送金手数料	当JA本支店あて		無料	
	県内JAあて		1件につき	440円
	県外JA・他金融機関あて		1件につき	660円
振込手数料	帳票扱い (電信扱い・文書扱い)	当JA本支店あて	5万円未満1件につき	無料
			5万円以上1件につき	無料
		県内JAあて	5万円未満1件につき	220円
			5万円以上1件につき	440円
		県外JA・他金融機関あて	5万円未満1件につき	440円
			5万円以上1件につき	660円
ATM扱い (当組合キャッシュカード)	他金融機関あて (県内JAあてを除く)		1件につき	330円
	JAネットバンク 扱い		1件につき	330円
代金取立手数料	他金融機関あて	至急扱	1通につき	880円
		普通扱	1通につき	660円
窓口両替手数料			1枚以上20枚まで	無料
※ご希望金種の合計枚数またはご持参現金の合計枚数のいずれか多い方の金額とさせていただきます。			21枚以上500枚まで	550円
			501枚以上500枚ごとに	550円加算

※当JAの本支店及び同一店内への振込手数料は、当分の間無料とさせていただきます。

・上記金額には、消費税相当額を含んでいます。

✳ その他の諸手数料

手数料の種類			料	率		
再発行手数料	通帳、証書		1件につき	550円		
	ICキャッシュカード以外		1枚につき	550円		
	ICキャッシュカード		1枚につき	1,100円		
残高証明書発行手数料			1通につき	550円		
取引明細表発行手数料			1通につき	1,100円		
個人情報の開示等手数料			1回につき	1,100円		
署名鑑登録手数料			1件につき	5,500円		
署名鑑変更手数料			1件につき	5,500円		
自己宛小切手発行手数料			1枚につき	550円		
小切手用紙交付手数料			署名鑑印刷無し1冊(50枚)につき	660円		
			署名鑑印刷有り1冊(50枚)につき	880円		
手形用紙交付手数料			署名鑑印刷無し1枚につき	440円		
			署名鑑印刷有り1枚につき	550円		
貯蓄貯金のスウィングサービス手数料			1回につき	55円		
成年後見支援貯金口座開設手数料			1口座につき	33,000円		
未利用口座管理手数料			年間	1,320円		
貸金庫使用料 (年額)	本店	半自動式	Sサイズ	5,280円	組合員 員外	6,600円
			Mサイズ	7,920円		9,240円
			Lサイズ	11,880円		13,200円
	植田支店 南天白支店	全自動式	Sサイズ	6,600円		7,920円
			Mサイズ	9,240円		10,560円
			Lサイズ	13,200円		14,520円

・上記金額には、消費税相当額を含んでいます。

● ご利用状況（令和5年3月末現在）

(単位：百万円)

区 分		
貯金残高		184,169
	組合員	156,083
	組合員以外	28,086
貸出金残高		28,670
	組合員	25,031
	組合員以外	3,639
	地方公共団体	—
	地方公社等	—
	金融機関	130
	その他	3,508

店舗網

令和5年7月現在

本支店	5店舗
出張所	0店舗
合計	5店舗

ATMの設置台数 7台（うち店舗外 0台 うち機械化店舗 1台）

店舗名	所在地	電話番号	ATM設置台数
本店	〒468-0055 名古屋市天白区池場二丁目2304番地	(本店営業課) (052)801-1234	1台
植田支店	〒468-0058 名古屋市天白区植田西三丁目305番地	(052)801-1300	2台
南天白支店	〒468-0049 名古屋市天白区福池二丁目421番地	(052)895-6780	1台
南天白支店菅田店	〒468-0043 名古屋市天白区菅田一丁目2807番地	—	1台
八事支店	〒468-0066 名古屋市天白区元八事三丁目37番地の1	(052)831-5201	1台
平針支店	〒468-0011 名古屋市天白区平針五丁目201番地	(052)802-2181	1台

業務運営の方針

経営管理体制

当JAは農業者により組織された協同組合であり、正組合員で構成される「総会」において選任された理事により構成される「理事会」が業務執行を行っています。また、総会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

なお、信用事業については専任担当の理事を置くとともに、農業協同組合法第30条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

リスク管理の状況

＊ リスク管理体制

組合員・利用者の皆さまに安心してJAをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく体制を整備しています。

また、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策（マネロン等対策）の重要性はこれまでになく高まっています。当JAではマネロン等対策を重要課題の1つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じています。

① 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少し、金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部署を設置し各支店と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、必要額を貸倒引当金として計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当JAでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当JAの保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的で開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③ 流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達 mismatches や予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスク及び、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクです。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続を整備し、定期検査等を実施するとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

⑤ 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査・自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

⑥ システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピューターが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAでは、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めています。

コンプライアンス（法令等遵守）態勢

当JAの基本的使命と金融機関としての社会的責任の重みを常に認識し、公正かつ健全な業務運営を通じてこれらを果たしていくことで、組合員の皆様や地域社会から揺るぎない信頼を確保するため、コンプライアンス（法令等遵守）態勢の確立を経営上の最重要課題と位置づけております。

具体的には、体制面においては、常勤役員及び関連部署長で構成する「コンプライアンス委員会」を設置し、具体的方針の策定等あらゆる局面でコンプライアンスに関与するほか、コンプライアンスの取り組みを強化するため責任者等の役割や連絡・報告ルート等の明確化を図り、関連部署が連携して業務の健全

化・適切性の一層の向上に努めています。

教育面においては、「倫理綱領」を遵守規準とした役職員の「行動規範」、「コンプライアンス・マニュアル」等を制定し、全役職員を対象にコンプライアンス研修会を定期的に開催し、周知徹底を図っています。

また当JAでは、個人情報保護に適切に対応するため、個人情報保護にかかわる考え方及び個人情報の取扱いを示す「個人情報保護方針（プライバシーポリシー）」、個人情報の取扱いの基本事項を定める「個人情報取扱規程」を制定し、個人情報保護に関する法律・関係法令等及び個人情報保護方針等を遵守し、利用者の個人情報の適切な保護と利用に努めています。

金融ADR（裁判外紛争解決）制度への対応

① 苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

<当JAの相談・苦情等受付窓口>

◇信用事業

本店営業課 電話番号：052-801-1234

植田支店 電話番号：052-801-1300

南天白支店 電話番号：052-895-6780

八事支店 電話番号：052-831-5201

平針支店 電話番号：052-802-2181

受付時間：午前9時～午後5時（金融機関の休業日を除く）

※ 相談・苦情等については、まずは当組合の窓口へお申出ください。なお、JAバンク相談所でも、JAバンクに関するご相談・苦情をお受けしております。

・JAバンク相談所（（一社）JAバンク・JFマリンバンク相談所）

電話番号：03-6837-1359

受付時間：午前9時～午後5時（金融機関の休業日を除く）

◇共済事業

・本店共済課

電話番号：052-801-1232

受付時間：午前9時～午後5時（金融機関の休業日を除く）

※ 相談・苦情等については、まずは当組合の窓口へお申出ください。なお、JA共済相談受付センターでも、相談・苦情等のほか、JA共済全般に関するお問い合わせをお電話で受け付けております。

・JA共済相談受付センター（JA共済連全国本部）

電話番号：0120-536-093

受付時間：午前9時～午後6時（月曜日～金曜日）

午前9時～午後5時（土曜日）

*日・祝日および12月29日～1月3日は休業日

② 紛争解決措置の内容

当JAでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

◇信用事業

愛知県弁護士会紛争解決センター

電話番号：052-203-1777

受付時間：午前10時～午後4時（土・日・祝日・年末年始を除く）

◇共済事業

(一社)日本共済協会 共済相談所（電話：03-5368-5757）

<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

(一財)自賠責保険・共済紛争処理機構

<https://www.jibai-adr.or.jp/>

(公財)日弁連交通事故相談センター

<https://www.n-tacc.or.jp/>

(公財)交通事故紛争処理センター

<https://www.jcstad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR

<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>

※各機関の連絡先(住所・電話番号)につきましては、上記ホームページをご覧ください。

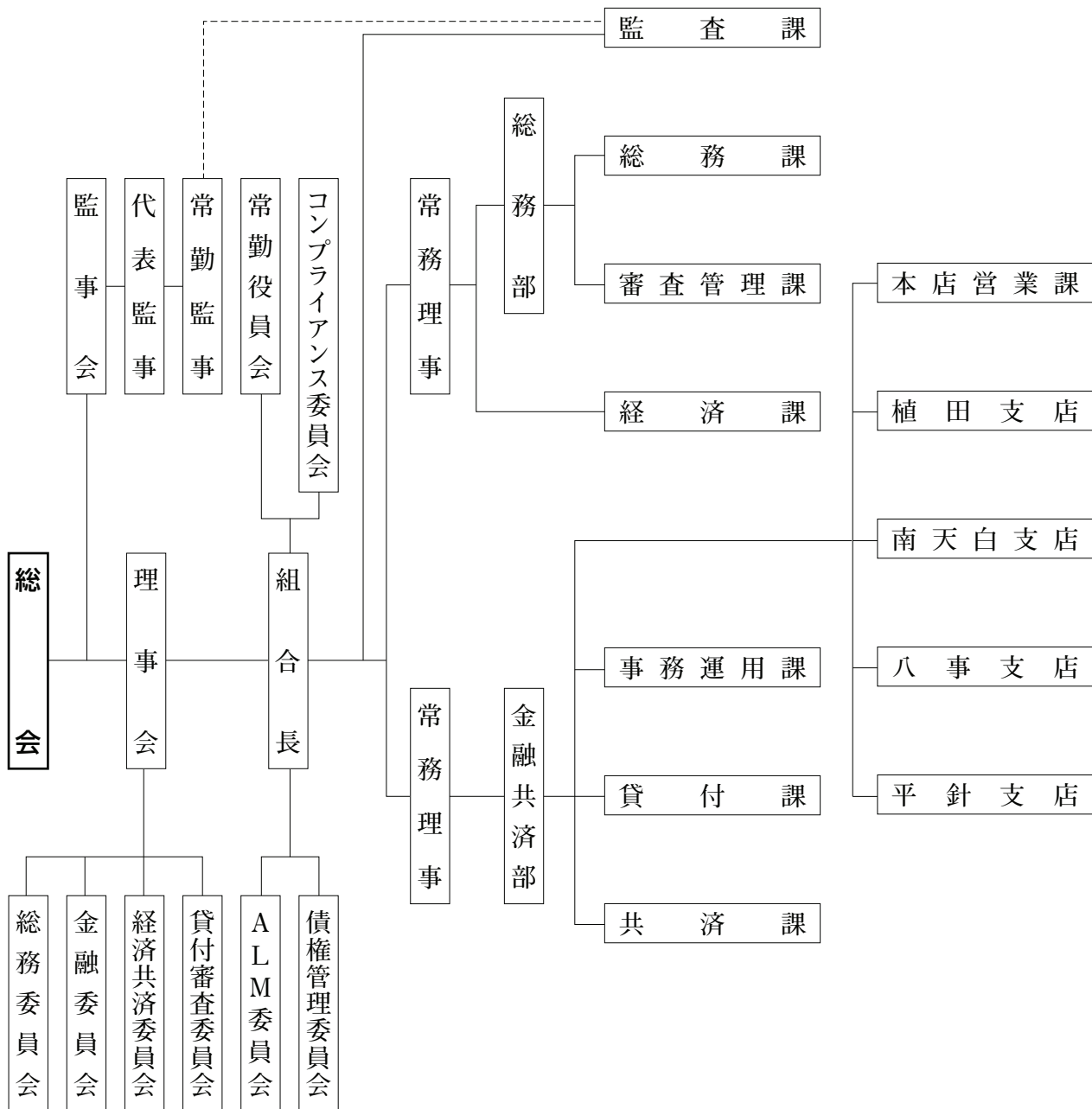
内部監査体制

当JAでは、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、JAの本店・支店等を対象とし、年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

経営機構

令和5年7月現在



役員

(令和5年7月現在)

代表理事組合長	村 瀬 秀 美	理 事	近 藤 正 俊
常 務 理 事	大 島 鈺 次	理 事	阪 野 登 喜 夫
常 務 理 事	阪 野 敬 明	理 事	稻 熊 昭 則
理 事	須 賀 佐 敏	理 事	牧 和 恵
理 事	佐 久 間 美 郎	理 事	森 山 昌 彦
理 事	馬 場 伸 宏	理 事	大 島 敏 夫
理 事	牧 幹 康	理 事	福 島 茂 俊
理 事	浅 井 桂 子	理 事	寺 島 富 久 美
理 事	浅 井 直 和	代 表 監 事	中 島 美 津 枝
理 事	高 木 輝 彦	常 勤 監 事	服 部 達 彦
理 事	近 藤 雅 之	監 事	浅 井 初 美
理 事	山 田 賢 治	監 事	山 田 義 和
理 事	近 藤 登 男	監 事	森 山 茂 雄

職員数

	令和3年度末	令和4年度末	増 減
一 般 職 員	83人 (9人)	78人 (8人)	▲5人 (▲1人)
営 農 指 導 員	1人	2人	1人
生 活 指 導 員	1人	1人	-
合 計	85人 (9人)	81人 (8人)	▲4人 (▲1人)

(注)括弧内は臨時雇用職員数

事業の概況

● 業績

「組合員の営農と生活を守り、地域の発展と社会の繁栄に奉仕する」ため、持続可能な経営基盤の確立を目指し事業を行った結果、次のような成果を残すことができました。

貯金につきましては、期末総貯金残高1,841億円余となり、期中増加額3億円（増加率0.17%）となりました。また、貸出金につきましては、期末総貸出金残高286億円余となり、期中減少額5億円（減少率1.85%）となりました。

このような環境下で事業総利益は1,367,331千円（前期比1.05%増）、経常利益は540,776千円（前期比9.21%減）、当期利益は524,225千円（前期比11.98%減）となり、厳しい経営環境のもとますますの成果をおさめました。

経営諸比率につきましては、信連のJA向け貯金制度の見直しの影響を受け、運用利回りは0.667%（前期比0.006ポイント下降）となった一方、安定利益確保に向けた損益改善策の一環である調達利回りの低下施策により、調達利回りは0.044%（前期比0.005ポイント下降）となりました。

貯貸率は15.57%（前期比0.32ポイント下降）、貯証率は4.04%（前期比0.37ポイント上昇）となりました。

● 対処すべき重要な課題

JAの社会的信頼と透明性を高めるため、全般統制取組計画に基づき、コンプライアンス（法令等遵守）態勢の強化と組織の健全性向上に努めます。

自己資本の状況

＊ 自己資本比率の状況

当JAでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和5年3月末における自己資本比率は、20.25%となりました。

＊ 経営の健全性の確保と自己資本の充実

当JAの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○ 普通出資による資本調達額

項 目	内 容
発行主体	天白信用農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	160百万円（前年度163百万円）

（注）回転出資による資本調達はありません。

※令和5年3月31日現在

当JAは、「自己資本比率算出規程」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当JAが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

貸借対照表（2期分）

（単位：千円）

科 目	金 額		科 目	金 額	
	令和4年度	令和3年度		令和4年度	令和3年度
（資産の部）			（負債の部）		
1.信用事業資産	191,643,373	192,740,237	1.信用事業負債	184,292,428	184,888,968
(1)現金	261,781	251,445	(1)貯金	184,169,203	183,858,592
(2)預金	154,356,747	155,597,733	(2)その他の信用事業負債	123,224	1,030,375
系統預金	154,356,747	155,597,733	未払費用	40,933	43,143
(3)有価証券	7,446,491	6,747,197	その他の負債	82,290	987,232
国債	5,610,851	5,762,357	2.共済事業負債	145,677	270,874
社債	1,835,640	984,840	(1)共済資金	46,259	174,473
(4)貸出金	28,670,664	29,211,433	(2)未経過共済付加収入	98,533	95,347
(5)その他の信用事業資産	964,553	996,660	(3)共済未払費用	308	1,039
未収収益	905,359	945,068	(4)その他の共済事業負債	575	13
その他の資産	59,194	51,592	3.経済事業負債	924	1,419
(6)貸倒引当金	▲56,865	▲64,232	(1)経済事業未払金	617	1,212
2.共済事業資産	4,590	3,648	(2)その他の経済事業負債	306	207
3.経済事業資産	5,485	6,346	4.雑負債	355,045	338,954
(1)経済事業未収金	1,035	2,245	(1)未払法人税等	156,340	158,252
(2)棚卸資産	3,997	3,744	(2)資産除去債務	36,974	22,045
購入品	3,997	3,744	(3)その他の負債	161,731	158,656
(3)その他の経済事業資産	452	356	5.諸引当金	211,542	211,115
4.雑資産	96,215	98,899	(1)賞与引当金	39,215	38,738
5.固定資産	1,908,712	1,600,428	(2)退職給付引当金	36,619	42,569
(1)有形固定資産	1,906,942	1,598,171	(3)役員退職慰労引当金	83,983	72,702
建物	1,514,534	1,183,976	(4)特例業務負担金引当金	51,724	57,106
機械装置	2,764	2,764	負債の部合計	185,005,618	185,711,332
土地	1,078,259	1,094,810	（純資産の部）		
建設仮勘定	-	12,638	1.組合員資本	12,347,267	11,985,025
その他の有形固定資産	279,645	223,981	(1)出資金	160,589	163,267
減価償却累計額	▲968,261	▲919,999	(2)利益剰余金	12,187,977	11,822,975
(2)無形固定資産	1,770	2,257	利益準備金	703,800	703,800
6.外部出資	3,021,270	2,890,570	その他利益剰余金	11,484,177	11,119,175
系統出資	3,020,420	2,889,720	特別積立金	7,720,000	7,320,000
系統外出資	850	850	農業農村振興基金	32,700	32,700
7.繰延税金資産	259,878	159,364	研究開発基金	143,300	143,300
			リスク対策積立金	1,500,000	1,500,000
			税効果調整積立金	83,564	83,555
			施設整備等積立金	1,000,000	1,000,000
			当期末処分剰余金	1,004,613	1,039,619
			（うち当期剰余金）	(376,325)	428,852
			(3)処分未済持分	▲1,299	▲1,216
			2.評価・換算差額等	▲413,361	▲196,863
			その他有価証券評価差額金	▲413,361	▲196,863
			純資産の部合計	11,933,906	11,788,162
資産の部合計	196,939,524	197,499,494	負債及び純資産の部合計	196,939,524	197,499,494

※上記の表は、千円単位で表示し切捨処理しているため、内訳の合計が一致しない場合があります。

損益計算書（2期分）

(単位：千円)

科 目	金 額		科 目	金 額	
	令和4年度	令和3年度		令和4年度	令和3年度
1.事業総利益	1,367,331	1,353,162	(7)販売事業収益	2,423	2,166
事業収益	1,595,874	1,564,898	販売手数料	2,352	2,076
事業費用	228,543	211,736	販売品販売高(買取)	41	48
(1)信用事業収益	1,331,452	1,301,734	その他の収益	29	42
資金運用収益	1,275,357	1,277,421	(8)販売事業費用	36	47
(うち預金利息)	(893,217)	(934,380)	販売品販売原価(買取)	36	47
(うち有価証券利息)	(33,140)	(24,624)	販売事業総利益	2,387	2,119
(うち貸出金利息)	(260,445)	(271,786)	(9)宅地等供給事業収益	68	1,231
(うちその他受入利息)	(88,553)	(46,629)	(10)宅地等供給事業費用	7	112
役務取引等収益	18,626	19,618	宅地等供給事業総利益	61	1,119
その他経常収益	37,468	4,694	(11)指導事業収入	3,317	7,053
(2)信用事業費用	144,816	143,060	(12)指導事業支出	10,816	12,171
資金調達費用	84,149	95,167	指導事業収支差額	▲7,498	▲5,117
(うち貯金利息)	(81,096)	(89,689)	2.事業管理費	873,124	806,964
(うち給付補填備金繰入)	(189)	(187)	(1)人件費	536,490	512,279
(うちその他支払利息)	(2,863)	(5,291)	(2)業務費	133,410	129,270
役務取引等費用	10,063	9,867	(3)諸税負担金	72,565	45,142
その他経常費用	50,604	38,025	(4)施設費	127,612	116,028
(うち貸倒引当金戻入益)	(▲7,367)	(▲21,709)	(5)その他事業管理費	3,046	4,243
信用事業総利益	1,186,635	1,158,673	事業利益	494,207	546,197
(3)共済事業収益	192,170	201,654	3.事業外収益	47,466	50,528
共済付加収入	172,812	187,969	(1)受取出資配当金	42,667	41,745
その他の収益	19,357	13,684	(2)雑収入	4,798	8,783
(4)共済事業費用	13,005	11,059	4.事業外費用	897	1,106
共済推進費	12,072	10,189	(1)支払雑利息	796	794
共済保全費	929	866	(2)寄付金	95	57
その他の費用	3	3	(3)雑損失	6	255
共済事業総利益	179,164	190,595	経常利益	540,776	595,619
(5)購買事業収益	76,012	57,886	5.特別損失	16,551	12
購買品供給高	73,942	56,135	(1)固定資産処分損	-	12
購買手数料	1,247	1,078	(2)減損損失	16,551	-
その他の収益	823	672	税引前当期利益	524,225	595,607
(6)購買事業費用	69,431	52,114	法人税・住民税及び事業税	165,052	166,763
購買品供給原価	69,318	51,995	法人税等調整額	▲17,152	▲8
その他の費用	112	118	法人税等合計	147,899	166,755
購買事業総利益	6,581	5,772	当期剰余金	376,325	428,852
			当期首繰越剰余金	628,287	610,767
			当期末処分剰余金	1,004,613	1,039,619

※上記の表は、千円単位で表示し切捨処理をしているため、内訳の合計が一致しない場合があります。

● 注記表（令和4年度）

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有区分ごとに次のとおり行っています。

・ 其他有価証券

時価のあるもの……………時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定。）

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法により償却しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法により償却しています。

主な耐用年数は以下の通りです。

・ 建物 10年～50年

・ 構築物 10年～45年

② 無形固定資産：定額法によっています。

なお、自組合利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている自己査定基準及び決算基準に則り、次のとおり計上しています。

個別貸倒引当金については、破産・特別清算等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）にかかる債権について、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除しその残額を計上しています。また、現在、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）にかかる債権については債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しています。なお、債務者の支払能力の判断にあたっては、直近の返済実績に基づき回収可能額を算定しています。

上記以外の債権については、今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、自己査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した査定監査部署が査定結果を監査しております。

② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち支給対象期間が今年度に帰属する額を計上しています。

③ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

- ④ 役員退職慰労引当金
役員退職慰労金の支払いに備えるため、役員退職慰労金規程の定めに基づく期末要支給額を計上しています。
- ⑤ 特例業務負担金引当金
特例業務負担金の拠出に備えるため、当事業年度末において将来発生すると見込まれる額を計上しています。
- (4) 収益及び費用の計上基準
 - ① 収益認識関連
当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は、以下のとおりです。
 - ・ 購買事業
農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。
- (5) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法
消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式を採用しています。
ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当期の費用に計上しています。
- (6) 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法
記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額が千円未満の科目については「0」で表示しています。
- (7) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項
 - ① 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について
当組合は、事業別の収益及び費用について、事業相互間取引の相殺表示を行っておりません。
よって、事業別の収益及び費用については、事業相互間の内部取引も含めて表示しております。
ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業相互間の内部損益を除去した額を記載しております。
 - ② 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について
購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

- (1) 時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用
「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

- (1) 固定資産の減損
 - ① 当事業年度の計算書類に計上した減損損失：16,551千円
 - ② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
資産グループに減損の兆候が存在する場合、当該資産グループの将来キャッシュ・フローを見積り、減損を認識するか否かを判定しています。当該将来キャッシュ・フローは、地域の人口動向、経済情勢等組合の外部要因に関する情報や組合が作成した内部資料（過去実績、収支見込み等）をもとに作成した事業計画の数値を基礎として、各資産グループの現在の使用状況や合理的な使用計画等を考慮して見積っています。このうち、地域の人口動向、経済情勢及び収支見込み等は一定の仮説に基づいており、地域情勢、将来の不確実な経済状況及び組合の経営状況等により、翌年度以

降の計算書類において計上する金額に重要な影響を与える可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

- (1) リース契約により使用する重要な固定資産
貸借対照表上に計上した固定資産の他、リースにより使用している重要な資産として、信用事業端末機、共済事業端末機、車両、その他事務機器があります。
- (2) 担保に供している資産等
宅地建物取引業法の規定による営業保証金等差入保証に供している有価証券が10,000千円あります。
- (3) 役員との間の取引による役員に対する金銭債権・債務の総額
理事及び監事に対する金銭債権の総額 248,205千円
理事及び監事に対する金銭債務の総額 - 千円
- (4) 農協法等開示債権の状況

(単位：千円)

破産更生債権及びこれらに準ずる債権	39,674
危険債権	269,561
三月以上延滞債権	-
貸出条件緩和債権	-
合計	309,235

- ① 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
- ② 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。
- ③ 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金です。(上記①及び②の債権を除きます。)
- ④ 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金です。(上記①、②の債権及び③の貸出金を除きます。)
- ⑤ なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

5. 損益計算書に関する注記

- (1) 減損損失に関する注記
 - ① 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要
当期に減損損失を認識した固定資産は、次のとおりです。

場所	用途	種類
植田支店	営業用店舗	土地

当組合は、事業別、場所別の管理会計の単位を基本に、信用事業及び共済事業については支店ごとに一般資産としてグルーピングしています。また、本店及びグリーンセンターについては、JA全体の共用資産としています。

- ② 減損損失の認識に至った経緯
植田支店については、令和5年度に支店統廃合により遊休資産となることが決定していることから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当期減少額を減損損失として認識しました。
- ③ 特別損失に計上した減損損失の金額及び主な固定資産の種類ごとの減損損失の内訳
植田支店 16,551千円 (土地16,551千円)
- ④ 回収可能価額の算出方法
植田支店土地の回収可能価額は正味売却価額を採用しており、その時価は路線価に基づき算定されています。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預った貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を愛知県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債などの有価証券による運用を行っています。

② 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。また、有価証券は、主に債券であり、純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

ア 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に審査管理課を設置し各支店と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、必要額を貸倒引当金として計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

イ 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基き、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

<市場リスクに係る定量的情報>

(トレーディング目的以外の金融商品)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.30%上昇したものと想定した場合には、経済価値が337,222千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

ウ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預 金	154,356,747	154,338,706	▲ 18,041
有 価 証 券	7,446,491	7,446,491	—
その他有価証券	7,446,491	7,446,491	—
貸 出 金	28,670,664	—	—
貸倒引当金（注）	56,865	—	—
貸倒引当金控除後	28,613,799	29,019,774	405,974
資 産 計	190,417,038	190,804,971	387,933
貯 金	184,169,203	184,169,097	▲ 106
負 債 計	184,169,203	184,169,097	▲ 106

(注) 貸倒引当金は、一般貸倒引当金と個別貸倒引当金の合計額を記載しています。

② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

ア. 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によります。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap、以下、「OIS」という。）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

イ. 有価証券

国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。

社債については、公表された相場価格を用いています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等の第三者から入手した評価価格を用いています。

ウ. 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によります。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

ア. 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

③ 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資	3,021,270
合計	3,021,270

④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	153,256,747	1,100,000	-	-	-	-
有価証券	-	10,000	-	-	300,000	7,700,000
その他有価証券のうち満期のあるもの	-	10,000	-	-	300,000	7,700,000
貸出金(注1,2)	1,786,368	1,656,741	1,616,820	1,564,646	1,500,364	20,470,594
合計	155,043,115	2,766,741	1,616,820	1,564,646	1,800,364	28,170,594

(注1) 貸出金のうち、当座貸越72,581千円については「1年以内」に含めています。また期限のない劣後特約付ローンについては「5年超」に含めています。

(注2) 貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等75,128千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

⑤ 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(注)	171,329,361	9,168,084	2,828,204	317,819	441,715	84,018
合計	171,329,361	9,168,084	2,828,204	317,819	441,715	84,018

(注) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

7. 有価証券に関する注記

(1) その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、評価差額▲572,522千円に繰延税金資産159,161千円を加算した額▲413,361千円を「その他有価証券評価差額金」として計上しています。

(単位：千円)

種 類		貸借対照表計上額	取 得 原 価 又は 償 却 原 価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価 又は償却原価を超えるもの	国 債	111,471	109,740	1,730
	社 債	—	—	—
	小 計	111,471	109,740	1,730
貸借対照表計上額が取得原価 又は償却原価を超えないもの	国 債	5,499,380	6,008,330	▲ 508,950
	社 債	1,835,640	1,900,943	▲ 65,303
	小 計	7,335,020	7,909,273	▲ 574,253
合 計		7,446,491	8,019,013	▲ 572,522

(2) 当事業年度中に売却したその他有価証券

当事業年度中に売却したその他有価証券はありません。

8. 退職給付に関する注記

(1) 退職給付に係る注記

① 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため特定退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

② 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	42,569千円
退職給付費用	19,692千円
退職給付の支払額	▲8,340千円
特定退職金共済制度への拠出金	▲17,302千円
期末における退職給付引当金	36,619千円

③ 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	169,664千円
年金資産	▲133,045千円
特定退職金共済制度	▲133,045千円
退職給付引当金	36,619千円

④ 退職給付に関連する損益

勤務費用	19,692千円
退職給付費用	19,692千円

(2) 特例業務負担金の将来見込額

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金給

付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金は5,495千円であり、特例業務負担金引当金から取り崩しています。

なお、同共済組合より示された令和5年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は49,769千円となっています。

9. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

(単位：千円)

繰延税金資産	
退職給付引当金	10,180
賞与引当金	10,901
役員退職慰労引当金	23,347
特例業務負担金引当金	14,379
固定資産減損損失	9,493
資産除去債務	10,278
減価償却超過	5,789
繰延消費税額等損金算入限度超過額	12,040
事業税、地方特別法人税	10,576
その他	3,421
その他有価証券評価差額金	159,161
繰延税金資産 合計	269,565
繰延税金負債	
資産除去債務相当資産	▲ 9,687
繰延税金負債 合計	▲ 9,687
繰延税金資産の純額	259,878

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しています。

10. 収益認識に関する注記

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記(4)収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

● 注記表（令和3年度）

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有区分ごとに次のとおり行っています。

・ 其他有価証券

時価のあるもの……………時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定。）

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法により償却しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法により償却しています。

主な耐用年数は以下の通りです。

- ・ 建物 10年～50年
- ・ 構築物 10年～45年
- ・ 器具備品 3年～20年

② 無形固定資産：定額法によっています。

なお、自組合利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。

③ リース資産：リース期間を耐用年数とし、残存価格を0とする定額法により償却しています。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている自己査定基準及び決算基準に則り、次のとおり計上しています。

個別貸倒引当金については、破産・特別清算等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）にかかる債権について、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除しその残額を計上しています。また、現在、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）にかかる債権については債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しています。なお、債務者の支払能力の判断にあたっては、直近の返済実績に基づき回収可能額を算定しています。

上記以外の債権については、今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の平均値に基づき損失率を求め、算定しております。

すべての債権は、自己査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した査定監査部署が査定結果を監査しております。

② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち支給対象期間が今年度に帰属する額を計上しています。

③ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便

法を適用しています。

- ④ 役員退職慰労引当金
役員退職慰労金の支払いに備えるため、役員退職慰労金規程の定めに基づく期末要支給額を計上しています。
- ⑤ 特例業務負担金引当金
特例業務負担金の拠出に備えるため、当事業年度末において将来発生すると見込まれる額を計上しています。
- (4) 収益及び費用の計上基準
 - ① 収益認識関連
当組合は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日改正)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日)を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。
主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は、以下のとおりです。
 - ・ 購買事業
農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。
- (5) リース取引の処理方法
リース物件の所有権が借主に移転するもの以外のファイナンス・リース取引については、売買処理をしています。
- (6) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法
消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式を採用しています。
ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当期の費用に計上しています。
- (7) 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法
記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額が千円未満の科目については「0」で表示しています。
- (8) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項
 - ① 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について
当組合は、事業別の収益及び費用について、事業相互間取引の相殺表示を行っておりません。
よって、事業別の収益及び費用については、事業相互間の内部取引も含めて表示しております。
ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業相互間の内部損益を除去した額を記載しております。
 - ② 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について
購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

- (1) 収益認識に関する会計基準等の適用
当組合は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしました。
収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。
 - ① 代理人取引に係る収益認識
財又はサービスを利用者等に移転する前に支配していない場合、すなわち、利用者等に代わって調達の手配を代理人として行う取引については、従来は、利用者等から受け取る対価の総額を収益

として認識していましたが、利用者等から受け取る額から受入先（仕入先）に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しています。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約については、新たな会計方針を遡及適用していません。

この結果、当事業年度の購買事業収益が25,998千円、購買事業費用が25,998千円減少しています。なお、その他の計算書類への影響は軽微です。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

当組合は、「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしました。これによる当事業年度の計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 固定資産の減損

- ① 当事業年度の計算書類に計上した金額：0円
- ② その他の情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合、当該資産グループの将来キャッシュ・フローを見積り、減損を認識するか否かを判定しています。当該将来キャッシュ・フローは、地域の人口動向、経済情勢等組合の外部要因に関する情報や組合が作成した内部資料（過去実績、収支見込み等）をもとに作成した事業計画の数値を基礎として、各資産グループの現在の使用状況や合理的な使用計画等を考慮して見積っています。このうち、地域の人口動向、経済情勢及び収支見込み等は一定の仮説に基づいており、地域情勢、将来の不確実な経済状況及び組合の経営状況等により、翌年度以降の計算書類において計上する金額に重要な影響を与える可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) リース契約により使用する重要な固定資産

貸借対照表上に計上した固定資産の他、リースにより使用している重要な資産として、信用事業端末機、共済事業端末機、車両、その他事務機器があります。

(2) 担保に供している資産等

宅地建物取引業法の規定による営業保証金等差入保証に供している有価証券が10,000千円あります。

(3) 役員に対する金銭債権・債務の総額

理事及び監事に対する金銭債権の総額 281,288千円
 理事及び監事に対する金銭債務の総額 - 千円

(4) リスク管理債権の状況

(単位：千円)

破産更生債権及びこれらに準ずる債権	65,528
危険債権	278,693
三月以上延滞債権	-
貸出条件緩和債権	-
合計	344,221

- ① 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

- ② 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。
- ③ 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金です。(上記①及び②の債権を除きます。)
- ④ 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金です。(上記①、②の債権及び③の貸出金を除きます。)
- ⑤ リスク管理債権については、担保・保証及び貸倒引当金によって保全されています。

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預った貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を愛知県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債などの有価証券による運用を行っています。

② 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。また、有価証券は、主に債券であり、純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

ア 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に審査管理課を設置し各支店と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、必要額を貸倒引当金として計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

イ 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

<市場リスクに係る定量的情報>

(トレーディング目的以外の金融商品)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.18%上昇したものと想定した場合には、経済価値が218,590千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

ウ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預 金	155,597,733	155,599,288	1,554
有 価 証 券	6,747,197	6,747,197	—
その他有価証券	6,747,197	6,747,197	—
貸 出 金	29,211,433	—	—
貸倒引当金（注）	64,232	—	—
貸倒引当金控除後	29,147,201	29,743,735	596,534
資 産 計	191,492,131	192,090,220	598,088
貯 金	183,858,592	183,899,023	40,430
負 債 計	183,858,592	183,899,023	40,430

(注) 貸倒引当金は、一般貸倒引当金と個別貸倒引当金の合計額を記載しています。

② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

ア. 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap、以下、「OIS」という。）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

イ. 有価証券

債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。

ウ. 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態

が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

ア. 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。

また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

③ 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資(注)	2,890,570
合計	2,890,570

(注) 外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	155,597,733	-	-	-	-	-
有価証券	-	10,000	-	-	-	7,000,000
その他有価証券のうち満期のあるもの	-	10,000	-	-	-	7,000,000
貸出金(注1,2)	1,752,280	1,662,381	1,597,045	1,555,835	1,501,509	20,842,050
合計	157,350,013	1,672,381	1,597,045	1,555,835	1,501,509	27,842,050

(注) 1. 貸出金のうち、当座貸越70,704千円については「1年以内」に含めています。また期限のない劣後特約付ローンについては「5年超」に含めています。

(注) 2. 貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等300,330千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

⑤ 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(注)	168,057,742	14,259,011	1,000,487	33,792	362,868	144,690
合計	168,057,742	14,259,011	1,000,487	33,792	362,868	144,690

(注) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

6. 有価証券に関する注記

(1) その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、評価差額▲272,664千円から繰延税金資産75,800千円を加算した額▲196,863千円を「その他有価証券評価差額金」として計上しています。

(単位：千円)

種 類		貸借対照表計上額	取 得 原 価 又は 償 却 原 価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価 又は償却原価を超えるもの	国 債	10,007	9,958	48
	社 債	—	—	—
	小 計	10,007	9,958	48
貸借対照表計上額が取得原価 又は償却原価を超えないもの	国 債	5,752,350	6,008,843	▲ 256,493
	社 債	984,840	1,001,059	▲ 16,219
	小 計	6,737,190	7,009,902	▲ 272,712
合 計		6,747,197	7,019,861	▲ 272,664

7. 退職給付に関する注記

(1) 退職給付に係る注記

① 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため特定退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

② 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	44,325千円
退職給付費用	16,890千円
退職給付の支払額	▲4,120千円
特定退職金共済制度への拠出金	▲14,526千円
期末における退職給付引当金	42,569千円

③ 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	173,632千円
年金資産	▲131,063千円
特定退職金共済制度	▲131,063千円
退職給付引当金	42,569千円

④ 退職給付に関連する損益

勤務費用	16,890千円
退職給付費用	16,890千円

(2) 特例業務負担金の将来見込額

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金は5,420千円であり、特例業務負担金

引当金から取り崩しています。

なお、同共済組合より示された令和4年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は55,531千円となっています。

8. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

(単位：千円)

繰延税金資産		
退職給付引当金		11,834
賞与引当金		10,769
役員退職慰労引当金		20,211
特例業務負担金引当金		15,875
固定資産減損損失		5,583
資産除去債務		6,128
繰延消費税額等損金算入限度超過額		5,215
未払事業税等		10,577
その他有価証券評価差額金		75,800
その他		3,186
繰延税金資産 合計		165,181
繰延税金負債		
資産除去債務相当資産		5,816
繰延税金負債 合計		5,816
繰延税金資産の純額		159,364

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しています。

9. 収益認識に関する注記

『1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記(4)収益及び費用の計上基準』に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

剰余金処分計算書（2期分）

（単位：円）

項 目	令和3年度	令和4年度
1. 当 期 未 処 分 剰 余 金	1,039,619,489	1,004,613,847
2. 剰 余 金 処 分 額	411,331,551	428,246,364
(1) 任 意 積 立 金	400,008,204	417,152,843
（うち特別積立金）	（400,000,000）	（－）
（うちリスク対策積立金）	（－）	（400,000,000）
（うち税効果調整積立金）	（8,204）	（17,152,843）
(2) 出 資 配 当 金	11,323,347	11,093,521
3. 次 期 繰 越 剰 余 金	628,287,938	576,367,483

（注）1. 普通出資に対する配当の割合は、次のとおりです。

令和4年度 7%

令和3年度 7%

2. 目的積立金の種類、積立目的、取崩基準、積立目標額は次のとおりです。

（単位：千円）

種 類	目的及び取崩基準	積立目標額	剰余金処分後積立額
農業・農村振興基金	農協法第10条第1項第1号及び第13号の事業に要する費用に充てるために基金造成を行い、その費用が、基金運用果実設定額を超える状態が相当の期間継続した場合、相当額を取崩す。	32,700	32,700
研究開発基金	新規事業活動育成等のために行う調査研究、試験開発に要する費用に充てるために基金造成を行い、その費用が基金運用果実設定額を超える状態が相当の期間継続した場合、相当額を取崩す。	143,300	143,300
リスク対策積立金	将来発生しうる自然災害の発生、経済動向の悪化に伴う債権の貸倒や有価証券の減損、法令改正、会計基準等の変更による予期せぬ事態が発生した場合の損失及び被害等に備えるために積立てを行い、多額の被害、賠償及び損失が生じた場合に相当額を取崩す。	2,000,000	1,900,000
税効果調整積立金	繰延税金資産（法人税等の前払部分）の剰余金処分を留保するために積立てを行い、法人税等の前払金額が回収された年度において回収した金額を取崩す。		100,716
施設整備等積立金	中長期的に予定する施設取得及び大規模修繕並びに情報システム開発、更新、利用及び機器取得などの投資に備え積立てを行い、これらに伴う多額の費用・損失が生じた場合、相当額を理事会の決議により取崩す。	1,000,000	1,000,000

3. デジタル化への対応のため、施設整備等積立金の対象に情報システム関連投資を追加しています。

4. 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善の費用に充てるための繰越額が含まれています。

令和4年度 19百万円

令和3年度 21百万円

財務諸表の正確性等にかかる確認

確 認 書

- ① 私は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの事業年度のディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表に関する全ての重要な点において適正に表示されていることを確認しました。
- ② 当該確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の態勢が整備され、有効に機能していることを確認しました。
 - 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する態勢が整備されております。
 - 業務の実施部署から独立した内部監査部署が内部管理体制の適切性・有効性を検証しております。
 - 重要な事項については理事会等へ適切に附議・報告されております。

令和5年6月22日

天白信用農業協同組合

代表理事組合長 村瀬 秀美

会計監査人の監査

令和4年度および令和3年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

※以降の資料については、単位未満はすべて切捨処理してあるため、合計が一致しない場合があります。

また、金額が単位未満については「0」で表示してあります。なお、取引があるものの期末に残高のない項目は「-」で表示してあります。

主要な経営指標の推移

(単位：百万円、%、口、人)

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
貸出金		26,288	28,206	28,442	29,211	28,670
有価証券		110	1,011	5,929	6,747	7,446
貯金・定期積金		186,031	177,315	179,866	183,858	184,169
信用	事業収益	1,449	1,415	1,327	1,301	1,331
	事業外収益	52	40	41	42	40
	経常収益	1,502	1,456	1,368	1,344	1,372
共済	事業収益	208	201	202	201	192
	事業外収益	6	4	5	5	4
	経常収益	214	205	207	206	196
農業関連	事業収益	20	19	21	22	29
	事業外収益	1	0	0	0	0
	経常収益	21	20	21	23	29
その他	事業収益	39	38	32	45	52
	事業外収益	1	1	1	1	1
	経常収益	41	39	34	47	54
合計	事業収益	1,718	1,675	1,583	1,571	1,605
	事業外収益	60	47	48	50	47
	経常収益	1,779	1,722	1,632	1,622	1,652
経常利益		619	630	557	595	540
当期剰余金		440	435	401	428	376
総資産額		198,063	190,156	192,468	197,499	196,939
純資産額		10,759	11,173	11,504	11,788	11,933
出資金額		167	166	165	163	160
出資口数		335,671	332,731	331,148	326,534	321,179
出資配当金		11	11	11	11	11
単体自己資本比率		18.18	19.04	19.81	19.85	20.25
職員数		75	87	83	85	81
(カッコ内は臨時雇用職員数)		(7)	(8)	(8)	(9)	(8)

- (注) 1. 当期剰余金は銀行等の当期利益に相当するものです。
 2. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。
 3. 「収益認識に関する会計基準」及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」の適用に伴い、代理人に区分される取引に純額で表示する等の対応をしております。

利益及び利益率

(単位：百万円、%)

項目	令和3年度	令和4年度	増減
事業総利益	1,353	1,367	14
事業粗利益	1,413	1,403	▲ 10
事業粗利益率	0.74	0.73	▲ 0.01
事業純益	586	510	▲ 76
実質事業純益	606	529	▲ 77
コア事業純益	606	529	▲ 77
コア事業純益 (投資信託解約損益を除く。)	606	529	▲ 77
経常利益	595	540	▲ 55
当期剰余金	428	376	▲ 52
総資産平均残高	190,093	191,883	1,790
純資産勘定平均残高	7,233	7,463	230
総資産経常利益率	0.31	0.28	▲ 0.03
純資産経常利益率	8.23	7.24	▲ 0.99
総資産当期剰余金率	0.22	0.19	▲ 0.03
純資産当期剰余金率	5.92	5.04	▲ 0.88

(注) 事業粗利益＝事業総利益－信用事業に係るその他経常収益－信用事業以外に係るその他の収益

＋信用事業に係るその他経常費用＋信用事業以外に係るその他の費用

＋事業外収益の受取出資配当金＋金銭の信託運用見合費用

事業粗利益率＝事業粗利益÷総資産平均残高×100

事業純益＝事業粗利益－事業管理費－一般貸倒引当金繰入額

実質事業純益＝事業純益＋一般貸倒引当金繰入額

コア事業純益＝実質事業純益－国債等債券関係損益

コア事業純益（投資信託解約損益除く。）＝コア事業純益－投資信託解約損益

総資産経常利益率＝経常利益÷総資産平均残高×100

純資産経常利益率＝経常利益÷純資産勘定平均残高×100

総資産当期剰余金率＝当期剰余金÷総資産平均残高×100

純資産当期剰余金率＝当期剰余金÷純資産勘定平均残高×100

信用事業

● 信用事業粗利益の内訳と信用事業粗利益率

(単位：百万円、%)

項目	令和3年度	令和4年度	増減
資金運用収支	1,182	1,191	9
資金運用収益	1,277	1,275	▲2
資金調達費用	95	84	▲11
役務取引等収支	9	8	▲1
役務取引等収益	19	18	▲1
役務取引等費用	9	10	1
その他事業直接収支	—	—	—
その他事業直接収益	—	—	—
その他事業直接費用	—	—	—
その他経常収支	▲33	▲13	20
その他経常収益	4	37	33
その他経常費用	38	50	12
信用事業粗利益	1,158	1,186	28
信用事業粗利益率	0.61	0.62	0.01

(注) 信用事業粗利益率 = 信用事業粗利益 ÷ 信用事業資金運用勘定平均残高 × 100

● 資金運用収支の内訳と利鞘

(単位：百万円、%)

項目	平均残高		利息		利回り	
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
資金運用勘定	189,771	191,575	1,277	1,275	0.673	0.666
うち預金	154,149	154,807	981	981	0.636	0.634
うち貸出金	29,068	29,062	271	260	0.935	0.896
うち有価証券	6,552	7,705	24	33	0.376	0.430
資金調達勘定	181,731	183,631	95	84	0.052	0.046
うち貯金・定期積金	181,731	183,630	89	81	0.050	0.044
うち譲渡性貯金	—	—	—	—	—	—
うち借入金	—	—	—	—	—	—
資金運用収支			1,182	1,191		
総資金利鞘					0.621	0.620

(注) 総資金利鞘 = 資金運用利回り - 資金調達利回り

● 資金運用収支の増減

(単位：百万円)

項 目	令和3年度増減額	令和4年度増減額
資金運用勘定（運用利息）	▲ 24	▲ 2
うち預金利息	▲ 32	—
うち貸出金利息	▲ 3	▲ 11
うち有価証券利息	12	8
資金調達勘定（調達利息）	▲ 7	▲ 11
うち貯金・定期積金利息	▲ 8	▲ 8
うち譲渡性貯金利息	—	—
うち借入金利息	—	—
差 引	▲ 16	8

(注) 増減額は前年度対比です。

● 役務取引等収支の内訳

(単位：百万円)

項 目	令和3年度	令和4年度	増 減
役務取引等収益	19	18	0
受入為替手数料	9	8	0
その他受入手数料	10	9	0
その他の役務取引等収益	—	—	—
役務取引等費用	9	10	0
支払為替手数料	7	6	0
その他支払手数料	1	2	0
その他の役務取引等費用	0	1	0
役務取引等収支	9	8	▲ 1

● その他事業直接収支の内訳

(単位：百万円)

項 目	令和3年度	令和4年度	増 減
その他事業直接収益	—	—	—
うち国債等債券売却益	—	—	—
うち国債等債券償還益	—	—	—
その他事業直接費用	—	—	—
うち国債等債券売却損	—	—	—
うち国債等債券償還損	—	—	—
その他事業直接収支	—	—	—

貯 金

● 貯金平均残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
当 座 性 貯 金	45,852 (25.2)	48,725 (26.5)	2,872
定 期 性 貯 金	135,833 (74.7)	134,856 (73.4)	▲ 976
そ の 他 貯 金	45 (0.0)	48 (0.0)	3
合 計	181,731 (100.0)	183,630 (100.0)	1,899

- (注) 1. 当座性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金
 2. 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金
 3. その他貯金＝別段貯金＋納税準備貯金＋出資予約貯金
 4. () 内は構成比です。

● 固定自由金利・変動自由金利別定期貯金残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
固 定 自 由 金 利 定 期 貯 金	135,753 (99.9)	133,563 (99.9)	▲ 2,189
変 動 自 由 金 利 定 期 貯 金	0 (0.0)	0 (0.0)	0
定 期 貯 金 計	135,754 (100.0)	133,564 (100.0)	▲ 2,189

- (注) 1. 固定自由金利定期貯金は、預け入れ時に満期日までの利率が確定する定期貯金です。
 変動自由金利定期貯金は、預け入れ期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金です。
 2. () 内は構成比です。

貸 出 金 等

● 貸出種類別平均残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
手 形 貸 付	－ (ー)	－ (ー)	－
証 書 貸 付	28,604 (98.4)	28,735 (98.8)	131
当 座 貸 越	78 (0.2)	71 (0.2)	▲ 7
金 融 機 関 貸 付	386 (1.3)	255 (0.8)	▲ 130
合 計	29,068 (100.0)	29,062 (100.0)	▲ 6

(注) () 内は構成比です。

● 固定金利・変動金利別貸出金残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
固 定 金 利 貸 出	19,551 (66.9)	19,030 (66.3)	▲ 520
変 動 金 利 貸 出	9,660 (33.0)	9,639 (33.5)	▲ 20
合 計	29,211 (100.0)	28,670 (100.0)	▲ 540

(注) () 内は構成比です。

● 貸出金の担保別残高

(単位：百万円)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
物的担保	19,424	18,794	▲ 630
当組合貯金・定期積金担保	1,191	1,048	▲ 142
有価証券担保	－	－	0
不動産担保	18,225	17,740	▲ 484
その他の担保	8	5	▲ 2
信用保証センター保証	9,369	9,522	153
農業信用基金協会保証	73	64	▲ 8
その他の保証	76	151	75
信 用	267	136	▲ 130
合 計	29,211	28,670	▲ 540

(注) 物的担保の動産は、その他の担保に含めています。

● 貸出金の使途別残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
設 備 資 金	25,491 (87.1)	25,111 (87.4)	▲ 379
運 転 資 金	3,720 (12.6)	3,558 (12.3)	▲ 161
合 計	29,211 (100.0)	28,670 (100.0)	▲ 540

(注) () 内は構成比です。

● 貸出金業種別残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
農 業 ・ 林 業	- (-)	0 (0.0)	0
水 産 業	- (-)	- (-)	-
製 造 業	170 (0.6)	162 (0.6)	▲ 8
鉱 業	- (-)	- (-)	-
建 設 ・ 不 動 産 業	17,524 (60.0)	16,724 (58.3)	▲ 800
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	22 (0.1)	52 (0.2)	30
運 輸 ・ 通 信 業	23 (0.1)	18 (0.1)	▲ 5
金 融 ・ 保 険 業	294 (1.0)	161 (0.6)	▲ 132
卸 売 ・ 小 売 ・ 飲 食 ・ サ ー ビ ス 業	240 (0.8)	176 (0.6)	▲ 63
地 方 公 共 団 体	- (-)	- (-)	-
非 営 利 法 人	- (-)	- (-)	-
そ の 他	10,935 (37.4)	11,372 (39.7)	437
合 計	29,211 (100.0)	28,670 (100.0)	▲ 540

(注) () 内は構成比です。

● 農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況

(単位：百万円)

債 権 区 分	債権額	保 全 額				
		担 保	保 証	引 当	合 計	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和3年度	65	23	41	-	65
	令和4年度	39	-	39	-	39
危 険 債 権	令和3年度	278	156	62	43	263
	令和4年度	269	156	59	37	253
要 管 理 債 権	令和3年度	-	-	-	-	-
	令和4年度	-	-	-	-	-
三月以上延滞債権	令和3年度	-	-	-	-	-
	令和4年度	-	-	-	-	-
貸出条件緩和債権	令和3年度	-	-	-	-	-
	令和4年度	-	-	-	-	-
小 計	令和3年度	344	180	104	43	328
	令和4年度	309	156	99	37	293
正 常 債 権	令和3年度	28,875				
	令和4年度	28,367				
合 計	令和3年度	29,219				
	令和4年度	28,676				

(注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

3. 要管理債権
 4. 「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と5. 「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。
4. 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。
5. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。
6. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。
7. 債権額は、貸出金・信用未収利息（信用事業と信元本にかかるもののみ）・信用仮払金等、信用事業と信額（要管理債権は貸出金のみ）を対象として開示しています。
8. 引当とは、個別貸倒引当金、要管理債権に対して貸倒実績率等に基づき計上した一般貸倒引当金の合計額です。

元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況

該当する取引はありません。

貯貸率

(単位：%)

項 目	令和3年度	令和4年度	増 減
期 末	15.89	15.57	▲ 0.32
期 中 平 均	16.00	15.83	▲ 0.17

(注) 貯貸率とは、貸出金の貯金に対する比率のことです。

貸倒引当金の増減額

(単位：百万円)

区 分	令和3年度			令和4年度		
	期首残高	期末残高	純増額	期首残高	期末残高	純増額
一 般 貸 倒 引 当 金	20	20	0	20	18	▲ 1
個 別 貸 倒 引 当 金	65	43	▲ 21	43	37	▲ 6
合 計	85	64	▲ 21	64	56	▲ 7

(注) 貸倒引当金には、信用事業以外に係る貸倒引当金を含んでいます。

貸出金償却額

(単位：百万円)

項 目	令和3年度	令和4年度	増 減
貸 出 金 償 却 額	—	—	—

有 価 証 券

● 有価証券平均残高

(単位：百万円)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
国 債	6,019	6,062	43
社 債	533	1,642	1,109
合 計	6,552	7,705	1,153

● 商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

● 有価証券の残存期間別残高

(単位：百万円)

令和3年度								
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
国 債	—	10	—	—	—	5,752	—	5,762
社 債	—	—	—	—	984	—	—	984
合 計	—	10	—	—	984	5,752	—	6,747
令和4年度								
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
国 債	—	10	—	—	—	5,620	—	5,630
社 債	—	—	301	—	1,653	—	—	1,954
合 計	—	10	301	—	1,653	5,620	—	7,585

● 貯証率

(単位：%)

項 目	令和3年度	令和4年度	増 減
期 末	3.67	4.04	0.37
期 中 平 均	3.61	4.20	0.59

(注) 貯証率とは、有価証券の貯金に対する比率のことです。

● 有価証券等の時価情報

① 有価証券の時価情報

(単位：百万円)

保有区分	令和3年度			令和4年度		
	取得価額	時価	評価損益	取得価額	時価	評価損益
有 価 証 券	7,019	6,747	▲ 272	8,019	7,446	▲ 572
そ の 他	7,019	6,747	▲ 272	8,019	7,446	▲ 572

- (注) 1. 有価証券の時価は、期末日における市場価格等に基づく時価により計上したものです。
 2. 取得価格は、取得原価又は償却原価によっております。
 3. その他有価証券については、時価を貸借対照表価額としております。
 4. デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券店頭デリバティブ取引については、該当する取引はありません

② 金銭の信託の時価情報

該当する取引はありません。

● 内国為替取扱実績

(単位：千件、百万円)

種 類		令和3年度		令和4年度	
		仕 向	被仕向	仕 向	被仕向
送金・振込為替	件 数	8	96	9	96
	金 額	11,625	24,813	13,533	24,559
代金取立為替	件 数	0	0	0	0
	金 額	3	13	66	0
雑 為 替	件 数	0	0	0	0
	金 額	29	114	37	90
合 計	件 数	8	96	9	97
	金 額	11,658	24,942	13,637	24,650

共 済 事 業

長期共済新契約高・長期共済保有高

(単位：百万円)

種 類	令和3年度		令和4年度		
	新契約高	保有高	新契約高	保有高	
生命系	終身共済	896	19,741	1,076	20,098
	定期生命共済	—	124	—	124
	養老生命共済	184	10,606	124	9,882
	うちこども共済	148	2,896	121	2,907
	医療共済	—	541	—	529
	がん共済	—	131	—	128
	定期医療共済	—	163	—	160
	介護共済	71	450	42	488
	年金共済	—	—	—	—
建物系	建物更生共済	15,074	125,023	9,238	125,539
合 計		16,227	156,781	10,482	156,952

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに新契約高・保有高(生命系共済は死亡保障の金額(付加された定期特約等を含む))を記載しています。

医療系共済の入院共済金額保有高

(単位：万円)

種 類	令和3年度		令和4年度	
	新契約高	保有契約高	新契約高	保有契約高
医療共済	0	433	0	425
	1,330	1,531	622	2,211
がん共済	1	259	2	261
定期医療共済	—	68	—	67
合 計	2	760	2	753
	1,330	1,531	622	2,211

(注) 医療共済の新契約高・保有高は、上段に入院共済金額、下段に治療共済金額、がん共済および定期医療共済の新契約高・保有高は、入院共済金額を表示しています。

介護系その他の共済の共済金額保有高

(単位：万円)

種 類	令和3年度		令和4年度	
	新契約高	保有契約高	新契約高	保有契約高
介護共済	7,498	57,790	4,679	61,848
認知症共済	—	—	670	670
生活障害共済(一時金型)	—	200	—	150
生活障害共済(定期年金型)	—	440	—	440
特定重度疾病共済	400	1,200	500	1,600

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

● 年金共済の年金保有高

(単位：百万円)

種 類	令和3年度		令和4年度	
	新契約高	保有契約高	新契約高	保有契約高
年金開始前	83	810	36	818
年金開始後	—	320	—	320
合 計	83	1,131	36	1,139

(注) 金額は、年金年額を表示しています。

● 短期共済新契約高

(単位：百万円)

種 類	令和3年度		令和4年度	
	金 額	掛 金	金 額	掛 金
火 災 共 済	3,669	2	3,328	2
自 動 車 共 済		46		49
傷 害 共 済	2,360	1	3,891	1
賠 償 責 任 共 済		0		0
自 賠 責 共 済		2		2
合 計		53		55

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、「金額」欄は当該共済種類ごとに保障金額（死亡保障又は火災保障を伴わない共済の金額欄は斜線。）を記載しています。

● 共済契約者数および被共済者数

(単位：人)

種 類		令和3年度		令和4年度	
		新規契約者・ 被共済者数	保有契約者・ 被共済者数	新規契約者・ 被共済者数	保有契約者・ 被共済者数
共済契約者数	生命共済	74	3,491	88	3,525
	年金共済	61	1,484	38	1,518
	建物更生共済	11	2,418	14	2,358
	自動車共済	45	687	41	727
	総 数	191	6,156	181	6,159
被共済者数	生命共済	124	3,941	128	3,980
	年金共済	65	1,488	40	1,521
	生命系共済合計	189	4,749	168	4,820

(注) 共済契約者数・被共済者数は、JA単位で名寄せ集計（漢字氏名および生年月日）した人数を表示していますが、各共済種類の実績は共済種類ごとに名寄せ集計していることから、共済契約者数において表示している総数と、共済種類ごとに合算した人数とは一致しません。

農業関連事業・生活その他事業

● 購買品(生活物資)取扱実績

(単位：百万円)

種 類		令和3年度	令和4年度
		取扱高	取扱高
生産資材	肥料	4	7
	農薬	1	2
	園芸	6	5
	種苗	2	2
	農機具	0	6
	その他	5	2
	計	20	26
生活物資	主食	6	6
	食料品	13	19
	生活用品	16	13
	その他	25	23
	計	62	63
合計		83	90

● 販売品取扱実績

(単位：百万円)

種 類		令和3年度	令和4年度
		取扱高	取扱高
産直品		21	24
合計		21	24

指導事業

● 指導事業収支

(単位：百万円)

種 類		令和3年度	令和4年度
収	入	7	3
支	出	12	10
差	引	▲ 5	▲ 7

自己資本の充実の状況

自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円、%)

項 目	令和3年度	令和4年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	11,973	12,336
うち、出資金及び資本準備金の額	163	160
うち、再評価積立金の額	—	—
うち、利益剰余金の額	11,822	12,187
うち、外部流出予定額 (▲)	11	11
うち、上記以外に該当するものの額	▲ 1	▲ 1
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	20	18
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	20	18
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
うち、回転出資金の額	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	11,993	12,355
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	1	1
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	1	1
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—

(単位：百万円、%)

項 目	令和3年度	令和4年度
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	1	1
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	11,992	12,353
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	57,760	58,369
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	▲ 392	▲ 196
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	▲ 392	▲ 196
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	2,632	2,632
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	60,392	61,002
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)/(ニ))	19.85%	20.25%

- (注) 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。
 2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあつては標準的手法、適格金融資産担保の適用にあつては信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあつては基礎的手法を採用しています。

自己資本の充実度に関する事項

① 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスク・アセット	令和3年度			令和4年度		
	エクスポージャーの 期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己 資本額 b=a×4%	エクスポージャーの 期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己 資本額 b=a×4%
現金	251	—	—	261	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	6,022	—	—	6,121	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	155,599	31,119	1,244	154,358	30,871	1,234
法人等向け	2,098	1,566	62	2,846	1,865	74
中小企業等向け及び個人向け	1,189	562	22	1,063	521	20
抵当権付住宅ローン	17,609	6,058	242	17,445	6,017	240
不動産取得等事業向け	78	78	3	67	67	2
三月以上延滞等	310	302	12	76	76	3
取立未済手形	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等保証付	73	7	0	64	6	0
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
共済約款貸付	—	—	—	—	—	—
出資等	5	5	0	5	5	0
（うち出資等のエクスポージャー）	5	5	0	5	5	0
（うち重要な出資のエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
上記以外	14,520	18,451	738	15,096	19,134	765
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
（うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	3,146	7,867	314	3,146	7,867	314
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	84	210	8	101	253	10
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—

(単位：百万円)

信用リスク・アセット	令和3年度			令和4年度		
	エクスポージャーの 期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己 資本額 b=a×4%	エクスポージャーの 期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己 資本額 b=a×4%
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る五パーセント基準額を上回る部分に係るエクスポージャー)	—	—	—	—	—	—
(うち上記以外のエクスポージャー)	11,289	10,373	414	11,848	11,014	440
証券化	—	—	—	—	—	—
(うちSTC要件適用分)	—	—	—	—	—	—
(うち非STC要件適用分)	—	—	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—	—	—
(うちルックスルー方式)	—	—	—	—	—	—
(うちマンドート方式)	—	—	—	—	—	—
(うち蓋然性方式250%)	—	—	—	—	—	—
(うち蓋然性方式400%)	—	—	—	—	—	—
(うちフォールバック方式)	—	—	—	—	—	—
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額		—	—		—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(▲)		392	15		196	7
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	197,758	57,760	2,310	197,408	58,369	2,334
CVAリスク相当額÷8%		—	—		—	—
中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—	—	—
合計(信用リスク・アセットの額)	197,758	57,760	2,310	197,408	58,369	2,334
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額<基礎的手法>		オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b=a×4%		オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b=a×4%
		2,632	105		2,632	105
所要自己資本額計		リスク・アセット等(分母)計 a	所要自己資本額 b=a×4%		リスク・アセット等(分母)計 a	所要自己資本額 b=a×4%
		60,392	2,415		61,002	2,440

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

6. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引に係るエクスポージャーのことです。
7. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
8. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
9. 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

$$\frac{\text{〈オペレーショナル・リスク相当額を8\%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）〉}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

（粗利益（正の値の場合に限る）×15\%）の直近3年間の合計額

信用リスクに関する事項

① 標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター（R&I）
株式会社日本格付研究所（JCR）
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）
S&Pグローバル・レーティング（S&P）
フィッチレーティングスリミテッド（Fitch）

(イ) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリーリスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリーリスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー（長期）	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー（短期）	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

② 信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：百万円）

		令和3年度					令和4年度				
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー
地域別残高計	国内	197,758	29,221	7,024	-	310	197,408	28,678	8,026	-	76
	国外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		197,758	29,221	7,024	-	310	197,408	28,678	8,026	-	76
法人	農業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	1,406	1,406	-	-	-	1,414	1,414	-	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	1,005	3	1,002	-	-	1,939	35	1,904	-	-
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	金融・保険業	155,860	261	-	-	-	154,489	130	-	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	141	141	-	-	-	132	132	-	-	-
	日本国政府・地方公共団体	6,022	-	6,022	-	-	6,121	-	6,121	-	-
上記以外	45	45	-	-	-	17	17	-	-	-	
個人	27,364	27,364	-	-	310	26,948	26,948	-	-	76	
その他	5,913	-	-	-	-	6,345	-	-	-	-	
業種別残高計	197,758	29,221	7,024	-	310	197,408	28,678	8,026	-	76	
残存期間別残高計	1年以下	155,651	52	-	-	/	153,320	52	9	-	/
	1年超	274	264	9	-	/	1,344	244	-	-	/
	3年以下	536	536	-	-	/	992	692	300	-	/
	3年超	840	840	-	-	/	658	658	-	-	/
	5年以下	2,570	1,568	1,002	-	/	3,528	1,924	1,604	-	/
	5年超	31,211	25,199	6,012	-	/	31,029	24,917	6,111	-	/
	7年以下	6,673	760	-	-	/	6,534	188	-	-	/
	7年超	197,758	29,221	7,024	-	/	197,408	28,678	8,026	-	/
期限の定めのないもの											

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間及び融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。
4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

③ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	令和3年度					令和4年度				
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	20	20	—	20	20	20	18	—	20	18
個別貸倒引当金	65	43	—	65	43	43	37	—	65	37

④ 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

区 分	令和3年度						令和4年度					
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却
			目的使用	その他					目的使用	その他		
法人	農 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	林 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水 産 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製 造 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	電気・ガス・熱 供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・飲 食・サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	上 記 以 外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人	65	43	—	65	43	—	43	37	—	43	37	—
業種別計	65	43	—	65	43	—	43	37	—	43	37	—

⑤ 信用リスク削減効果勘案後の残高及び自己資本控除額

(単位：百万円)

		令和3年度	令和4年度
信用リスク 削減効果 勘案後残高	リスク・ウエイト 0%	7,924	7,831
	リスク・ウエイト 2%	—	—
	リスク・ウエイト 4%	—	—
	リスク・ウエイト 10%	73	64
	リスク・ウエイト 20%	155,599	154,358
	リスク・ウエイト 35%	17,317	17,191
	リスク・ウエイト 50%	1,002	1,904
	リスク・ウエイト 75%	750	695
	リスク・ウエイト 100%	12,122	12,245
	リスク・ウエイト 150%	0	0
	リスク・ウエイト 250%	2,969	3,117
	その他	—	—
リスク・ウエイト 1250%	—	—	
合計	197,758	197,408	

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウエイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウエイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したのものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウエイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウエイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウエイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウエイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、地方公営企業等金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または証券会社、これら以外の主体で長期格付がA-またはA3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウエイトに代えて、保証人のリスク・ウエイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視及び管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

区 分	令和3年度		令和4年度	
	適格金融 資産担保	保 証	適格金融 資産担保	保 証
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関及び第一種 金融商品取引業者向け	—	—	—	—
法人等向け	0	—	0	—
中小企業等向け及び個人向け	14	—	7	—
抵当権付住宅ローン	—	—	—	—
不動産取得等事業向け	—	—	—	—
三月以上延滞等	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—	—
上記以外	0	—	—	—
合 計	15	—	7	—

(注) 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他資産（固定資産等）が含まれます。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

① 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当JAにおいては、これらを①その他有価証券、②系統及び系統外出資に区分して管理しています。

①その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握及びコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するALM委員会を定期的で開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

②系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャーの評価等については、①その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。②系統及び系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

② 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	令和3年度		令和4年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	—	—	—	—
非上場	2,890	2,890	3,021	3,021
合計	2,890	2,890	3,021	3,021

③ 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

令和3年度			令和4年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
—	—	—	—	—	—

④ 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額
(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位：百万円)

令和3年度		令和4年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当JAでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量算出要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続規程」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスクの管理方針および手続きについては以下のとおりです。

◇リスク管理の方針および手続の概要

- ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明
当JAでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク(IRBB)については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。
- ・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明
当JAは、ALM委員会のもと、自己資本に対するIRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。
- ・金利リスク計測の頻度
月末を基準日として、四半期毎にIRBBを計測しています。

◇金利リスクの算定手法の概要

当JAでは、経済価値ベースの金利リスク量(ΔEVE)については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック(通貨ごとに異なるショック幅)を適用しております。

- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期
流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。
- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

- ・流動性貯金への満期の割り当て方法(コア貯金モデル等)およびその前提
流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。
- ・複数の通貨の集計方法およびその前提
通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。
- ・スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか)
一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
- ・内部モデルの使用等、 $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ に重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは使用しておりません。
- ・前事業年度末の開示からの変動に関する説明
 $\Delta E V E$ の前事業年度末からの変動要因は、有価証券の購入等によるものです。
- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
該当ありません。

② 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク					
項番		$\Delta E V E$		$\Delta N I I$	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	1,058	1,130	—	—
2	下方パラレルシフト	—	—	7	0
3	スティープ化	1,124	1,211		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	1,124	1,211	7	0
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	12,353		11,992	

(注) 1. 「 $\Delta E V E$ 」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。

2. 「 $\Delta N I I$ 」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。



JA天白信用

公式ウェブサイト：<https://www.ja-tenpaku.or.jp/>

■店舗等のご案内

店舗・部署名	電話番号 (052)	住 所	ATMご利用時間		
本店	801-1231	〒468-0055 名古屋市天白区池場二丁目2304番地	8:45~21:00	平日 土日祝	
総務部					
事務運用課					801-1236
貸付課					801-1233
経済課					801-1262
共済課					801-1232
本店営業課	801-1234				
グリーンセンター	807-7911	〒468-0055 名古屋市天白区池場二丁目2506番地	—	—	
植田支店	801-1300	〒468-0058 名古屋市天白区植田西三丁目305番地	8:45~21:00	平日 土日祝	
南天白支店	895-6780	〒468-0049 名古屋市天白区福池二丁目421番地	8:45~21:00	平日 土日祝	
菅田店	—	〒468-0043 名古屋市天白区菅田一丁目2807番地	8:45~21:00	平日 土日祝	
八事支店	831-5201	〒468-0066 名古屋市天白区元八事三丁目37番地の1	8:45~17:15	平日	
平針支店	802-2181	〒468-0011 名古屋市天白区平針五丁目201番地	8:45~17:15	平日	

令和5年7月発行